

(仮称)新宿区自治基本条例検討連絡会議 開催概要

第36回平成22年7月15日開催 午後6時30分から午後9時44分 第2委員会室

出席委員 座長

区民検討会議 : 高野副座長、大友委員、土屋委員、斉藤委員、樋口委員

議 会 : 根本副座長、山田委員、佐原委員、小松委員、あざみ委員、久保委員

行政・専門部会: 針谷副座長、木全委員、加賀美委員、菅野委員、野澤委員、折戸委員

欠席者: 野尻委員 傍聴者: 1名

1 本日の進め方について

(1) 条例骨子案及びパブリック・コメントについて

条例骨子案に対するパブリック・コメントの実施

条例骨子案「行政の役割と責務」の課題の検討

区民検討会議報告書及び区民アンケート結果(速報版)について

(2) 区分J: その他

区分H: 条例の見直し等

区民I: 国や他自治体等との関係について(三者案の説明及び素案の検討)

(3) 地域懇談会の開催について

2 議題

事務局

・区民委員の方から区民検討委員を辞任する旨の届け出がありました。後任の選任は、申し合わせ事項で、その時期等もかんがみて決めるということになっています。もうこの時期ですので、公募委員は補充をせず、現行のままで進めたいと思いますので、御了承いただきたいと思います。

座長

・本日は、大きく3つに分けてやる。

1つ目が条例骨子案及びパブリックコメント等について事務局からの説明。次に、前回の検討連絡会議で「行政の役割と責務」のところを専門部会のほうで検討していただくようお願いをした。その修正案が提示されているので、説明を受けて検討する。そして、区民討議会の報告書及び区民アンケートの速報版が出ているので、事務局から説明を受けて、これを検討チームのほうへ引き継いでいく。

2つ目は、条例に盛り込むべき事項のその他の項目、進行管理委員会及び改正手続、国・他自治体との連携について、区民検討会議案が示されているので、報告を受けて議論をする。そして検討チームに引き継いでいく。

3つ目は、地域懇談会について、副座長会で進め方等について検討したので、その説明を受ける。

では、最初の条例骨子案及びパブリックコメント等について、事務局からの説明を受ける。

事務局

・パブリックコメントは、本日から8月11日までの期間で実施します。

今後、パブリックコメントでいただいた意見については、それぞれ担当している区分の検討チームにその資料を随時提示し、回答書を作成していただき、この検討連絡会議でその内容について諮るという形で進めていきたい。回答については、素案の作成時にあわせて一括して公表します。ただし、時間の制約等がありますので、出てきたものから順次、各検討チームに引き渡して回答書の検討に入っていただくよう考えています。

座長

・どのような意見が出てくるか、またその意見に対してそれぞれのチームで回答していただくという仕事が残っているので、大変ですがよろしく願いしたい。

・次は専門部会に「行政の役割と責務」の文章の修正をお願いしていたので、まず説明を受けたい。

副座長(行政)

・6月29日の検討連絡会議で専門部会で宿題となっていた部分である。

4番の「行政の役割と責務」について、変更した結果だが、(1)の区長の設置と役割はそのままでは変わらない。

(2) は区の行政機関の役割と責務で、 はそのままである。新しく となったのは、「修正前後の対応表」にあるが、その一番下の段、(4) を(2) にして、「情報、説明責任は議会も責務としているため、(2) に振り替える」ということで、新しく とさせていただいた。

(3) については、変更はない。

(4) だが、修正前後の対応表の修正前の(2) を(4) として、主語を区長に変えて、(4) 区政運営に位置づけた上で、財政基盤の表現が財政状況の公表の部分と重なっているために、こちらの のほうに一本化した。次の文章は、従前の(2) であったが、主語を区長に変えて、こちらに として持ってきた。 については、もともとの区の行政機関の役割と責務の(2) が変更されたので、「その役割～実現のため」というのを残しておくのがふさわしくないと考え、その部分を削除した。続いて、 と については、順番は下がったが、文言の変更はない。新しく となったものは、「区長は」と主語を変えた上で、財政基盤の表現については のほうに一本化したので、そこを削除して、「区長は、適切な方法で区の財政状況を公表する。」といった形で、全体として4 番の行政の役割と責務の部分で修正した。

座長

・(4) 区政運営の 財政状況の公表について、(2) 、 「区政運営に関する情報を分りやすく提供するとともに」というところで拾ってしまうという議論はなかったか。

副座長(行政)

・そういう意味では、ここではそれは考えなかった。

座長

・なるほど。もちろん、ずっと言ってきた最後にこれを置くというのに意味がある気はしているが、→ 内容はいいが、(4) 区政運営の までの主語が、主語が区長と行政機関になっていて、区長が 、 にあって、最後にまた区長がきて、文章上、何となくすんとはいかない。主語が区長のものを並べてから行政機関を並べるほうが文章としてはいいと思う。(議会委員)
→ 並びとしては時系列的な流れで追っており、最初に財政基盤を確立して、基本計画を立ててというようところで作成した。それにとらわれる必要もなくわかりやすいということであれば、特段、それはいいのかなと思う。(行政委員)

座長

・差し支えなければこれを に持っていき、区の行政機関をそれぞれ一つずつ下げるということにしますか。異議がないようなので、そのようにさせていただく。

副座長(行政)

・新しい提案だが、今の区民の責務は「区民は、この地とともに生きる者として、お互いの自由と人格を尊重し、良好な地域社会の創出に努める」ということで、公共サービスの受ける権利とか、生涯にわたり学ぶ権利にどんな責任を分任するのかというところが入っていないように見受けられるので、別にもう一文、「区民は、公共サービスに伴う負担を分任する」といったことを加えたらどうかというのが案の1 である。

ところが、この案の1 を入れると、もともとあった文章と相当格調の高さが変わるという気もして、原案の「お互いの自由と人格を尊重し」の後に、「自らの発言と行動に責任を持ち」というようなことを入れて、ここで責任を持つというようなことを加えたらいいかがか。

→ 「発言と行動に責任を持ち」に含まれると思うし、分任という言葉はなじみがない。意味はわかるが、むしろ「自らの発言と行動に責任を持ち」というほうがいいのではないか。(区民委員)

→ 公共サービスを受ける権利というのは、区民の権利として明確にする必要があると思う。しかし、一方の負担というのは、使用料とか、要するにサービスを受けることによって負担する対価と思う。入れることによって特別な意味が生じるわけではないと思う。

それから、「自らの発言と行動に責任を持ち」について、発言と行動については責任を持つというのが社会の大前提なので、入れなければだめだということでもない気がする。(議会委員)

→ いろいろと皆さんの御意見もきき、「お互いの自由と人格を尊重し」の「尊重」の部分とか、「良好な地域社会の創出に努める」というところにそういう願意が含まれているという理解をさせていただくということで、きょうの提案は白紙撤回させていただきたいと思う。(行政委員)

座長

・先ほどの行政機関の役割のところと区政運営のところは、一応これで御報告いただいたとおりとし、この議題については終わりにさせていただきたい。

・次に、区民討議会の報告書と区民アンケート結果について、事務局から説明をお願いします。

事務局

・「はじめに」ということで、座長から冒頭のところに記述をいただきました。

・主に特徴的な部分だけ申し上げます。討議会は2つのグループに分かれて、それぞれのグループを分けた形で意見を取りまとめています。

まず、Aグループ、日常生活の中で安全・安心に関してこの理念の中に盛り込むべきではないかという意見が出されております。また、区民の定義では、Aグループののところ、「区民」に含まれる範囲に疑問があると。それから、Bグループでは、区民の定義という形で、多くの意見をお寄せいただいておりますけれども、中身を見ますと、Aグループは、区民の範囲に含まれる範囲が広過ぎるということで意見が出されているのに対して、Bグループでは、骨子案の中に掲げられている区民の定義を踏まえた上で、その定義をはっきりと理念の中に盛り込んだらいいのではないかというような意見で、同じ区民の定義という言葉で書かれてはいますが、その内容には差異があります。

したがって、今後検討する際には、こちらの要約と、それから先ほど資料編につけられています各班の討議内容、双方見ながら、それぞれの意見についてはごらんいただければと思っています。

第2回の討議テーマで「区民の権利と責務」。区民の権利として、知る権利に盛り込むべきという意見が多数出ています。また、Aグループでは、区民の定義をはっきりする必要があるといった意見も出ています。

そして、権利の中に、理念にも上がっていますが、安全・安心に暮らす権利について、その辺も区民の権利としてうたうべきではないかといった意見も出されています。

責務について、大枠、骨子案に盛り込まれた区民の責務ということで、皆さんの御同意が得られていると見受けられます。ただ、「区政に参加する」、ここの部分を責務としてとらえるべきといった意見がAグループの中では出されているところが特徴的だと思います。

住民投票については、それぞれ想定される重要な課題について、内容については多数に分散されています。都市の問題、例えばカジノとかごみとか、または合併、そういった場合については、住民投票を実施すべきという意見が両方から出されていました。

また、特徴的なところとして、制度について、Aグループではのところが、それからBグループではのところが、制度について書かれている内容です。具体的な中身を見ますと、全体ではなくて、もう少し小さな範囲で住民投票について実施できないのかといった意見が出されています。身近な課題については、区民が参加しないし参画していくべきではないかという視点から意見が出されたということが推察されました。

さらに議会の役割ですが、区民の意思を反映する仕組み、その辺について多くの意見が出されています。意見を吸い上げる仕組みとして、何かパイプ的な機能、役割とか、あるいは場の設置、そういったものがいいのではないかといった記述になっていました。

もう一つ、同じく区民と議会または議員との距離感についてもう少し縮める必要があるといった意見も多数出されていました。

行政の役割。行政に対する効率性の向上、サービスの内容の充実、サービスのスピード感、そういったものも含めた形で挙げられていました。

地域自治組織については、安全・安心なまちづくりに関する、そういった場合において地域自治組織に参加したいといった御意見が多く出されています。また、地域のイベントやお祭り、そういった開催について、参加していくべきといった意見も多数出されています。

事務局

・続いて、区民アンケート。こちらは、速報の形で標本数2,500件のうち回収数915件、回収率で36.6%でございます。

問1から順に特徴的なところを少し御紹介していきたい。

問1と問2は、いずれも自治基本条例そのものの認知度もしくは新宿区がそういった条例制定に向かって取り組んでいることを知っているかという問いです。評価はさまざまかと思いますが、作問検討会の中で議論していた感じよりは高い周知度が見受けられるのかなと思っています。

問3です。新宿区の自治の基本的な考え方として大切だと思うことについて、回答は2つまでと。主に3つ高い数字が出ています。1つが、区民が自治の主役。それから、情報の公開・共有、区民と区の協働によるまちづくり、こういったところがいずれも40%を超えた形で高い数字です。

問4と問4-1は2つで1つの質問の形。問4は、「自治の基本ルール」として条例の中に定めておくべきことを、幾つでも挙げて結構ですという問いかけです。一番多かったのは区民の権利と責務を決めよう。2番目が、財政の健全性の確保。3番目が、区の役割と責務、こういったことは条例の中に定めておくべきだろうと、半数以上の方が答えられているところです。

一方、同じ設問肢でどれが最も重要ですかという問いかけに変えますと、1位と2位は変わらず、区民の権利と責務が1位で、2位が財政の健全性の確保になりました。3位が変わって、区政への市民参加の仕組みが、僅差ですが、区の役割と責務より上位になります。区民との情報の共有が8.2%と僅差で、区の役割と責務より高い数字をあらわしています。

問5です。これは区民の定義を少し意識した設問で、区のまちづくりの担い手だと思うものを幾つでも挙げてくださいという問い。1番は当然、新宿区に住んでいる人、そのほか、区で活動している人や団体、区で事業を行っている事業者、この2つの設問肢についても半数以上の方がそうだとお答えになっています。また、新宿区で働いている人という選択肢についても、4割以上がそうだと答えているところが特徴的なところかと思います。

問7です。区民の役割についての質問で、回答は2つです。一番高いのが良好な生活環境の保全に努める。2位、3位が僅差で、公共の福祉やまちの将来に配慮すること及び区と協働してまちづくりを推進することの2つの選択肢がそれぞれ30%強でほぼ並んでいます。

問8は、区の役割です。これも回答は2つですが、1位は区政運営の透明性を確保することです。2位、3位が僅差で、効率的な区政運営というところと、協働してまちづくりを推進すること、この2つが2位、3位です。

問9、議会の役割について、これも回答は2つ。上位2つの数字が大きく、区民の声を反映することと、地域課題を的確に把握することの2つです。

問10。アンケートにお答えいただいた方がどういった方法なら区政に参加したいかという問いかけです。幾つでも回答していいと、一番高かったのがアンケートに回答すること。問11は、区の自治を考えると、区政参加についてどのような仕組みが重要と考えますかという問いかけです。順に広報紙やホームページの充実、情報公開や個人情報保護、それからパブリックコメント制度といったところが半数を超えています。

問14がこの条例制定による効果としてどんなことがあるかという質問で、40%台で3つ回答があり、選択肢の左から順に、自治意識や地域コミュニティ意識が高まるということ、それから区民の役割が明確になって活発な参加が得られるのではないかとということ、それから区の役割が明確になってわかりやすい区政運営が行われるのではないかとといったところが高い数字を示しています。

→アンケートのほうは非常に参考になった。（議会議員）

座長

- ・私もこの数字を見ながら、余り手を入れなくてもいいのではないかという感じを受けた。
- ・やってもらうことを中心に生きているんじゃないというデータを見たのは久しぶりで、自分たちもかわっていきこうというのが随所に見えて、なるほどなと思った。

これは区分が書かれているので、この区分に該当するところを、自分たちのこれまでの骨子案の作業と照らし合わせて検討していただくということによろしいか。

事務局

- ・一応、報告書とアンケートのそれぞれの担当については、資料1をごらんください。一番右側の欄に、それぞれ報告書のテーマのところの担当チーム及びアンケートの設問肢に関する担当チームのほうを記述していますので、どこが担当か御確認をいただければと思います。

座長

- ・それでは、この作業チーム担当表に沿って御検討をお願いしたい。

事務局

- ・8月の地域懇談会のときにその概要版を配付させていただきたいと考えています。

座長

・それでは、大きなテーマの議題の2つ目に入るが、これはこれまで進めてきた盛り込むべき事項についての議論である。

区分Jその他、区分H条例の見直し等、区分I国や他自治体との関係について、それぞれ検討していきたいと思うが、これは区民検討会議のほうで。

副座長（区民委員）

- ・区民案のほうに関しては、盛り込みたい事項ということで話す。

「子どもは、次世代の担い手として育つ権利を有する」、「子どもは、社会の一員として区政に参加する権利を有する」と。子どもは区民であるが、次世代の担い手としてあえて子どもについて想定したいということで、まず考えたということが1つある。

あと、年齢に応じて区政に参加する権利を有するとか、いろんな形で参加権を盛り込むかどうかということでも話し合いをしている。そこで、年齢に応じた趣旨を踏まえた上で、「社会の一員として」という表記をしたということが1つポイントにあり、説明した。

次は、進行管理委員会という項目名で立てた。ここは、「区は、本条例の遵守と適正な運用のため区民・議会・行政で構成する。〇〇委員会を設置する」、「〇〇委員会に関することは別に条例に定める」というところで、ここでは、自治基本条例を三者でつくり上げているわけだから、構成員もこの三者とするべきであるということとを討議した。

→子どもの(1)の「次世代の担い手として育つ権利を有する」というところだが、子どもは次世代だ。「次世代の担い手」というのは、子どもは次の世代に行く、その次世代の中でも何かの担い手ということを言いたいのか。これは自治の担い手では。何か、言葉上ちょっと妙な感じがする。意図していることがもっと明確に、上と多分絡むと思う。（議会委員）

→これのものと文は、実は主語が「子どもは」にしたことによって、御指摘のと通りの文面になっていると思うが、前に検討した内容としては、「区は」という文章になっていて、次世代の担い手として子どもの権利保障に努めなければならないという流れが最初にあり、それを受けて、次世代の担い手というのは、子どもは区民であるから、次世代の担い手としてあえて子どもを提起したいということで、この担い手というのが、御指摘のと通りに自治の担い手とか、いろんな担い手というがあるので、それをいっぱい掲げると見えにくくなるので、一応、次世代の担い手と。（区民委員）

→「次世代の担い手として育つ権利を有する」と、「権利」と書いてくれているけれども、すごく義務に読めてしまう。あなたたちは担い手になることができるから頑張って育ちなさいよと、担い手になりなさいよと言っているかのように。子どもにそれを担わせようとしている上から目線的なものを感じてしまうが、担い手にならなければいけないのかな。（議会委員）

→子どもは人間として権利を有しているわけだから、そこで子どもがいろいろな発言、あるいは社会人として参加してこれとこを尊重しようよということがねらいだ。（区民委員）

→結論から言えば1番はなくていいと思う。（議会議員）

→子どもの権利としての4つの権利、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利。それで、育つ権利といたら、そこに当然、生きる権利も入るし、守られる権利も入るのではということで、育つ権利と参加する権利の2つをここでは盛り込みたいというのが区民側の意見。（区民委員）

→育つ権利ということで言えば、育つ環境を整える義務が大人側にあるということを使ったほうがいいのかな。（議会議員）

→区民側も結局はそういうことだった。だから、区は次世代の担い手としての子どもの権利保障に努めなければならないと、最初に区の責任というところで私たちは考えたのだが、ここは検討項目というか、項目が「子ども」となっていたので、主語は子どもにしたほうがわかりやすいのではということで、こういう文章になった。（区民委員）

→子どもの規定を何らかの形で自治基本条例の中に入れるというのは非常に大事なことだと思う。それは、要するにこの地域の自治をどうするかという、そういう観点での子どもの位置づけだというふうに思うんです。その場合に、子どもは子どもとしての年齢に応じて意見を表明する権利があるわけで、それを保障していくというのが大事だ。（議会議員）

→自治基本条例で子どもを取り上げることは、結論から言って反対だ。子どもは命の象徴だし、すべ

ての権利、あらゆる権利と幸せが与えられるべき存在だ。こういう子どもの問題を自治基本条例の中で1行、2行で書くべきではないんだ。あくまでも目的は、新宿区子ども条例というのをつくるための何かをここで討議すべきだ。（議会議員）

→今ここで何でもかんでも別の条例に定めるとというのがいいのだろうかというところは、区民会議の中においてもあったので、あえてそれは入れなかったということが事実だ。（区民委員）

→子どもの環境はひどくなっているのに、不十分かもしれないが、自治基本条例の中にこのことを1行、2行でもいいから入れておきたいという思いが区民検討会議であった。（区民委員）

座長

・形式論で言うと、「別に条例の定めるところにより」と書かなくても、「権利を有する」と書いてあったら、その権利を保障するために条例をつくるのは、その後の議会とか行政とか、もちろん区民もだが、責任というふうに受けとめるべきだ。

教育のことについても御意見を伺う。前回報告を受けただけで終わっているの。

→子どものことですからけれども、作業チーム2でやろうと思うが、なかなか大変なことだと思う。

それで、（2）の「子どもは、社会の一員として区政に参加する権利を有する」というのは、余りにも漠然としていて、とらえどころがないような気がする。したがって、別条例に定めるということを入れるかどうかは別にして、基本的には日本が批准している子どもの権利条約をどう受けとめるかを前提にするならば、その骨子とも言える意見表明権みたいなものを、ここの文章に入れて考えてもらったほうが、検討チームも検討しやすいんじゃないかと思う。

例えば「子どもは、社会の一員として意見を表明する権利を有し、区政に参加する権利を有する」というふうに、意見を表明することを権利として検討してもらったほうが、自治基本条例ができた後、具体的なそれに関連するような作業がしやすいと。これだけだとちょっと弱過ぎるような気がする。意見を表明するという、そこも文章上含めたほうがいいのではないかと思う。（議会委員）

→区民検討会議でもあったと思うが、子どもに直接かわる区政の問題がある。例えば公園の問題とか学校のこととか、そういうときに、自分たちがこういう公園が欲しいとか、こういう施設が欲しいとか、具体的に言えば意見表明権だと思うが。そういう意味での区政に参加というふうにとらえて話をしてきた。（区民委員）

→意見表明権と区政に参加するというのは随分違うような気がする。

もう一つ、教育については相当議論になったというふうに思うが。（議会委員）

→子どもの自治基本条例における条文化では、ニセコ町が盛り込んでいる。参考になると思うので読み上げる。これは満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利ということで、第11条に規定されているが、「満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。」と言っている。それで解説では、要するに子どもの声をきちんと聞いて、大人はその声を活かすという、そういう基本的な立場に立ってまちづくりを進めるべきだ。（議会委員）

座長

・率直に子どもの一番保障してほしい権利は、ひもじくなくて、健康で健やかに生きる権利というようなことだと思う。それを、例えば教育のときに、自治の担い手に資するような教育をやろうと言うけれども、それは戦前の日本国を支える国民をつくるという教育とどこかで何かすれ違うような感じがして。本当に子どもたちが自治の担い手になるべく生まれてきたんだろうか。ちょっと押しつけではないかという感じもあってね。

→子どもたちが本当の意味で区政に関心を持ってもらいたいという心はみんな、区民サイドはある。それをうまく言葉がないだろうかということで、「自治の担い手」という言葉にしているというのが内情である。だから、教育という項立てと子どもの項立てというのは、一つの流れとして考えていただいてもいいのではないか。（区民委員）

→自治基本条例をつくる原点は何だったかということ、子どもたちでもわかる言葉でつくろうということと、もう一つは、31万人の1割の外国籍の人たちがいながら、31万人の住民、それに86万人の昼間人口、350万人の来街者という、この新宿の中でどういう自治をつくっていくのか、この2つをどうやってかみ合わせていくのかということだ。ここは非常に難しいと思うが、子どもをこの地でどう育てていくのかという原点みたいなことを書き込んでいくしかないと思う。だから、このまま作業チーム2に預けられてもなかなか難しい。もっとここで議論してもらわないと。（議会委員）

座長

・今やらなければいけないのは、歩み寄ろうという線を探していく。例えば、「子どもは、社会の一員として自らの意見を表明する権利を有し、健やかに育つ環境を保障される」というような、教育の問題まで包み込んでいとか、権利条約も一応取り込んで、というようなアイデアを皆さんで出してくださいと。ただ、この文章は語尾が「保障される」とあるので、しなければならなくなる。

よければ、ルールにのっとって検討チームへ送るということにする。

・それと、進行管理委員会、これはどうか。名称は入っていないが。

これまでの経験で言うと、僕は越権だと言って反対してきた。自治体の憲法とも言われる条例でつくられた委員会が自治推進と言って役割を担うと、議会とか要らなくなるのでは。けれども、これだと進行管理だから、自治全般を議論していくわけではないので、いいかなという気もする。珍しいのは、「区民・議会・行政で構成する」という文言を入れているのは、他に例を見ない。このつくり方自身が特色を継承しているわけだ。

→これは多分、条例の規定の見直しとの関連で、進行管理委員会という話になるのかと思うが、何を進行管理していくのかわからない。それと、条例で必要と言っている委員会なので、条例かもしれないが書く必要がまずあるだろうというのがある。それ以前に、進行管理委員会はこの基本条例についてはちょっと違うという感覚を持っている。（行政委員）

→議会が出している、社会の情勢の変化において何年以内に必ず見直ししなきゃいけないと。自画自賛、我田引水だけど、非常にいいものだと思う。（議会委員）

→ワークショップで話し合ったとき、議会案のように3年から5年の間とかという話があり、それで見直していこうと。その間、委員の方が地域に行って、自治組織のいろんな形の条例ができていないとか、制定されたとしたらそれが本当にその地域にふさわしいかどうかとかをいろんな形で検証したり、情報を得たりして。それを絶えず見直し整理していくという形でやっていくだけでも、地域の意見の反映とかを議会や行政にフィードバックができるのではないかと考えている。（区民委員）

→この条例をさんざん議論して、最高の規範という形でつくり上げていく中で、これを進行管理というのは、イメージ的にぴんとこない部分がある。最高規範であるから、それは当然遵守しなければいけないし、また社会情勢が変化すれば、この条例の見直しも当然必要になってくるということで、行政案が私は一番いいと思う。（行政委員）

→行政案では、だれが見直すのかは恐らく行政を想定していると思う。議会案は、区民参加によりということで当然三者ということになる。区民案も三者ということになっている。問題は、それが常設機関という区民案がいいのか、何年後かに三者で設置して見直してみるかだと思う。（議会委員）

座長

・まず、常設の委員会を置くかどうかが一番大きな分かれ道だ。

→進行管理委員会は、区民に理解してもらい浸透を進めていくということが一つ。それから本当に最高規範として守られているのかという部分のチェックも必要だと。また、条例に浸透させていくために欠けているもの、そごを生じているものはないのかを提案していくのも一つの仕事ではないかと。

進行に関して、一つは年に3回程度開催しなければいけないだろうと。もう一つは、議会案と同じように、あらかじめ年数を決めてそれまでに見直す気持ちで見て、本当の最高規範として守れるかどうかのチェックが必要であろうと。それから常時設置するという項目もった。そういう中で、区長と議会の答申、提言、勧告するためにいわゆる〇〇委員会を設置する考え方もあった。（区民委員）

座長

・委員会条例みたいなイメージだ。その中には議会案なんかも取り込むことができると。

ただ、微妙に違うのは、行政案はみずから基本条例を見直し、同時に基本条例に整合させるために他の制度も見直していくぞということがあって、発案者自身を外部には予定していない。これは委員会としては、例えば区長なり議長なりに勧告するとかという役割になるのか。

→外部評価をしていくということですか。外部の人間がその評価に対してどう思うのかということを見て、提言をしたりチェックするという方向にいけないのではないかと思います。（区民委員）

→外部の考え方によっては、自治でなくなってしまう。（議会議員）

→常設でできても、そこに携わる方がいるのか。持続可能なものにしないといけない。（議会委員）

→自治基本条例というのはそこに向かっていこうというものであって、できないからやれとか、ここ

まで持っていけとかという位置づけではない気がする。自分たちで足りないところを補いながらやるものであって、外部から意見を言われるものではない気がする。（議会委員）

座長

・先ほど議会委員が言ったことは非常に重要なことだ。これは憲法ですので、具体的な権利を保護したり、あるいは規制したりということはない。したがって検証するときに、権利が剥奪されて、あるいは保障されずに泣いている人がいるじゃないかといっても、それは検証委員会の役割にならない。憲法だけでは具体的な保護法益はないから、そうすると、基本条例に沿って条例化しなければいけないことを議会がやる。区民参加をやるかやらないかも含めて、例えば地域自治に関する条例をつくったときに、この委員会が、これは基本条例の精神と違うだろうというふうに判断をするという役割を担わすことができるのかどうかの問題である。これはまさに議会の議決行使権にかかわることになってくる。もし地域の中で、基本条例ができたのに基本条例どおりやっていないと住民たちが動き出したとき、その窓口はこの委員会なのか、それとも議会へ直接陳情なり働きかけていくのかということを見ると、非常に難しい論点がいっぱいある。

→区民サイドは、そのの部分に関しては、クレームとかあったときは、そのの委員会が受けて、きちんとそれなりの対応をしていくべきだと考えていた。（区民委員）

座長

・ある意味では、議会の持っている回路、ルートを剥奪するということになりかねないのでは。

→結局、議会と行政と区民があるので、○○委員会はそこに提言するだけであり、それを受けるかどうかは、そっちサイドでもいいのではないかと考えている。（区民委員）

座長

・政治学的な常識から言えば、それもまた議員の政治的資源を制約することになる。陳情の紹介議員になることで、政治的活動の側面がある。窓口を全部こっちへ持ってこいということになると……

・社会情勢の変化に基づき、○○年以内に区民、議会、行政で構成する委員会で検証を行い、必要に応じて措置を講ずる。

→問題は、検証しようとだれが言うかだ。（区民委員）

座長

・だれも言わなくても、何年以内とあるから、必ずやらなければいけなくなる。最低でも。

→もう一つ、どこが発議するのかというと、議会が行政ということ。区民でどうやって発議できるのかという問題が出てくる。（区民委員）

座長

・そろそろ出口を探さなくては。この条文は、基本条例の中での条文としては、高い理念を打ち出すというわけではなくて、手続的なものだ。

→区民、議会、行政で構成する委員会となると、少なくとも区長の附属機関でなく、今で言うところの行政委員会というような立場になると考える。（行政委員）

座長

・恐らく行政はその問題を抱えてしまうと思った。担当部署はだれが担当するのかとか、これまでの行政組織とかにないことを今やろうとしているので。ただ、率直に言うと、行政案はなくてもいい、当たり前の任務だというふうに思う。確認的に載せておくという意味はあるが。

・これは行政の方に聞くが、例えば前に出された議会案のように、主語が何も書いていない条例の条文というのは、当然その条例を執行する役割を担っている執行部が主語となって読み込んでいくというのは通例だ。したがって、必要に応じて措置を講ずるといったら、そのときに委員会をつくるのであれば、区長から提案をして、こういう委員会、任務でというので、構成はこういうふうにしてとの提案があって、多くの場合は条例設置でしょうから、議会にかけるという読み方でいいか。

→議会案は、主語は「区は」が隠れている。その場合の、「区は」は執行機関。（行政委員）

→自治基本条例について、長のそこまでの権限を否定したら、もう何もできなくなる。（議会委員）

→例えばこの前、東大和市か大和市でしたかが、自治基本条例をつくっても、長がかわると方向性が変わる。（議会委員）

座長

・それを何とかしようと、改正のときには3分の2以上の特別多数決でやって、その上、住民投票で

過半数の賛成を得なければならないとか、いう試みもあるがなかなか成功していない。したがって、改正をしようという強いリーダーシップがあれば改正はできると。御指摘のように、議会と住民だという構図は変わっていない。

→行政に聞きたいが、この常設以外にこういう委員会を立ち上げる方法というのはいないのか。可能であれば、ひとつここをまとめていただいたほうがいいのかと思うが。（議会委員）

座長

・先ほど私が提案したものは、議会、区民、行政というのを固定的に書き上げてしまうと、だれがそれを組織するんだという問題とか出てくるので現実的でない。それでなければ、議会案をもとにして、主語を「区は」というふうにするか、先ほどの区というものが後ろに隠れていて、社会情勢の変化に基づき、〇〇年以内に検証を行い、必要に応じて措置を講ずるというふうにしておく。しかし、やっぱり委員会を設置してというほうがいいのかもわからない。区民参加による委員会を設置して、検証を行い、必要に応じて措置を講ずる。だめだ。措置を講ずるほうは、今度は行政と議会の話になるから。検証を行うため、委員会を設置する。

→検証を行うのがどんなことなのかというのと、条例にある委員会というのは、それ相応の機能を持つ委員会ということになるので、その仕事は本来的に何だということになると厳しい。行政側も、ちょっと隠れているが、必要な措置の中でいろいろなことができると思うし、議会案の区民参加によりというのもいろいろなことができると思うので、あえて委員会というのを入れるとすると、必ず常設という意味合いになってくると思うので、その文言はなくてもいいんじゃないか。（行政委員）

座長

・私が配慮しているのは、区民検討委員会のサイドは、つくりました、これで終わりですというふうにしたくないので、委員会という形でつなげようと聞こえたので、それは外せないのかなと思った。ただ、もちろんそれをすると金が幾らあっても足りないぞという話は当然あってしかるべきだし、つまりそれだけの費用に対してどれだけの効果が認められるのか、絶対に必要なのかという議論はやはりあっていいと思う。

→継続させたいと言うが、私はこれで終わっていいと思う。行政も議会も、多分我々もいずれ交代する。だから、区民参加が保障されればそれでいい。（議会委員）

→この条例の見直しに当たり、区民参加は、やはり区民の検討会議の人たちが譲れない一線じゃないのかなということはある。しかし、それを常設にする必要はないだろうと一方にある。私案だが、「区は法令の改廃、その他社会情勢の変化に基づき、この条例及び関連する諸制度の見直しが適当であると判断したときは、区民参加による検討を行うものとする。」というような形で、区民参加の機会を保障しながら、でもそれは常設ではないという形でどうか。（行政委員）

座長

・区民参加でここに書き込むというのは、やはり重たいと思う。参加の権利一般を基本条例でうたっているのに、ここにまた書くということは、相当強い参加の保障というふうに考えるべきと思う。

もう一つは、有志による基本条例を見守り、監視する市民運動をずっとつくっていくということだ。行政に場をつくってもらい、常設の委員会だけと考えるのは、やっぱり区民としてもちょっと寂しい。

今、川崎市の基本条例をやった連中の数人が残って、毎年、年に1回ずつフォーラムを開いて、テーマを決めて、それでどこまで進んだかみたいなことも含めてやったりしている。だから、区民の委員の方たちの意欲を買うということは間違いないので、その意欲を委員会でやっていくというのと、もう一方で、自分たちがきちっと監視していくというような、そういうムーブメントとして提案されたらおもしろいと思う。もちろん川崎でやっているのも随分と区の市民館や、施設の講座の支援を受けたりしながら、やはり区と協力しながらやっているの、市と協力してというのもあり得るかなという気はする。これも、検討チームで検討するので、そのときに行政委員が最後に御提案したことを少し下敷きにして考えていただくということでもいいのではないかな。

それでは、そういうことにいたします。それでは、地域懇談会について、願する。

事務局

・地域懇談会の前に、国と他自治体との関係についても、チーム1のほうで三者案を検討していただきたい。三者の関係につきましてはほぼ似たような形で記述がされているので、これについては直接検討チームにゆだねるということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

事務局

- ・地域懇談会については、せんだって副座長会の中でその進め方について議論しました。

まず冒頭にそれぞれ担当する会の副座長のあいさつと、全体的な総論的な説明をさせていただくと。その次に、それぞれ検討チームから担当になった人が骨子案の説明を行い、最後に質疑応答という形で、質問とそれから参加されているそれぞれ担当者の方で質疑応答に対応していただくという流れ。

また、当日の司会は、それぞれ決められている三者の中で司会進行をしていただく方を選任していただくということで、前回の副座長会の中で議論がされました。

全体的な時間配分としては、おおよそ骨子案の説明までが全体のスタートから40分ぐらいで終了し、それ以降、80分ぐらいは質疑応答の時間に充てるということが話されました。

また、そのときの説明の仕方として、パワーポイントを使った説明を行う、パワーポイントの作成及び説明文は、一応事務局のほうで案をつくるという形で議論されました。本日御了承を得ましたら、そのような形で準備していきたいと考えていますが、いかがでしょうか。

座長

- ・御報告いただいた。何かございますか。なければ、きょう、この会議が終わった後に、打ち合わせの日程等の調整と役割分担も話し合って報告してもらうわけだね。願います。

→区民討議会というのは非常にいろいろな意見が、質疑応答という形じゃなくて議論ができた。しかし、今度は2時間で盛りだくさんのことを説明しなくてはいけない。地域懇談会というと、説明と質疑応答でそのまま帰るパターンが多いので、もう少しアットホームな雰囲気では何かできるような形というか、何か一歩改善できないかということだけ事務局のほうに申し上げておく。（議会委員）

事務局

- ・以前、自治創造研究所のシンポジウムの後に、それぞれ有志で残っていただいて、終わった後の懇談を行ったケースがありますけれども、今、限られた時間とスペースの中で考えられるとしたら、そのくらいのことしかないのかなという気はしますけれども。持ち帰らせていただいて、それについては引き続いて検討させていただきます。

事務局

- ・それでは、きょう担当が割り当てられましたので、本日終了後、各検討チームの方は打ち合わせの日程について調整していただきたいと思います。

今後の予定ですが、条例素案の答申ということで、素案の答申は8月26日木曜日、午後4時から5階の第一委員会室で行います。検討連絡会議委員の方で御予定がない方は全員御出席いただいて、そして辻山先生から議長及び区長に答申を御提出いただくという形で行いたいと思います。

事務局

- ・議題（１）の条例骨子案及びパブリックコメント等ですが、の条例骨子案、行政の役割と責務なんです、専門部会のほうから宿題としての回答のほうにつきましては、中身については基本的に了承で、ただし、資料6の2ページの部分の（４）の区政運営につきましては、「区長は」の主語と、あと「区の行政機関は」という主語は順番に並べるとということで、並べ方としては、だったのをに持ってきて、以下順番を1つずつ繰り下げます。区分J、区分H、区分Iは、本日の熱心な議論を踏まえ、各検討作業チームに申し送るということです。

事務局

- ・次回の日程ですが、次回は7月29日木曜日、第二委員会室で午後6時30分から行います。議題は、前文の検討案が区民検討会議、議会から示されると思いますので、前文の検討及び、本日各検討チームで持ち帰って議論していただいた結果について、次回御報告いただいて、検討連絡会議案にまとめていきたいと思います。

座長

- ・お疲れさまでした。

散会 午後 9時44分